

水道



下水道の分担金 該当者は申告を

下水道事業分担金は、市街化調整区域に宅地を持つている人で、下水道本管工事が完了し、下水道が使用可能になった地域の人が対象です。該当者には「下水道事業分担金納付者申告書」を郵送します。同封の返信用封筒で期日までに必ず申告してください。

○：問い合わせは下水道建設課 ☎890-3063へ。



駅に近い便利な駐車場

ひ、ご利用ください。利用開始日 6月1日(木)から台数 15台 料金 月5千円 申し込み 駒形駅駐輪場 ☎267-0229へ

交通



駒形駅の市営P月決め利用も

JR駒形駅南口にある市営駐車場は、六月一日(木)から月決めでも利用できるようになります。二十四時間入出庫ができ、駅まで歩いて一分。ぜひ、ご利用ください。

税



5月21日に臨時納税窓口を

5月15日(月)から21日(日)までは市税の納付を広く呼び掛ける特別滞納整理期間です。この期間中に市職員が滞納世帯を訪問し、事情を伺いながら税の納付を勧めます。ご協力ください。市職員は写真付きの証明書を持っています。また、市税の納付書か督促状をお持ちの人は、近くの金融機関、市役所収納課、各支

会議を公開 建築審査会など

- 建築審査会
日時=5月9日(火)午前10時
会場=市役所11階北会議室
対象=一般、先着10人
内容=接道特例包括同意許可状況の報告など
申し込み=当日午前9時30分までに会場へ直接
問い合わせ=建築指導課 ☎890-6753
- 教育委員会定例会
日時=5月16日(火)午後2時
会場=市役所11階南会議室
対象=一般、先着10人
申し込み=当日午後1時50分に会場へ直接
問い合わせ=教育委員会総務課 ☎890-5802
- 健康まえばし21推進会議
日時=5月25日(木)午後1時30分
会場=前橋保健センター
対象=一般、先着5人
申し込み=当日午後1時15分までに会場へ直接
問い合わせ=同センター ☎223-8844

農業



遊休農地利用に種代など補助

五百平方メートル以上の遊休農地を利用し、花畑などの憩いの

体験しよう 農産物の加工

農業総合研修センターと農産物加工施設では、専門の機械を使って農産物の加工体験や技術研修などが随時できます。指導員が加工技術や機械操作方法などをアドバイス。初めての人も気軽に参加できます。みそやパン、ケーキなど、手作りの楽しさとおいしさを体験しませんか。

- 農業総合研修センター
所在地 富田町二四〇〇-1
申し込み J.A.前橋市本所 ☎0-62333へ。
- ：問い合わせは同課 ☎890-62333へ。

地域住民と交流し みんなで米作りを

261-2074へ
□農産物加工施設
所在地 粕川町月田一三四-1
申し込み 粕川特産物直売所組合 ☎285-6041へ

粕川町室沢で、交流を図りながら、米作りを行います。期間 6月11日 対象 市内在住の家族、先着二十組
内容 田植え、草取り、収穫など 参加費 一組五千円(保険料別途必要) 申し込み 5月10日(水)までにファクスで。住所・代表者・連絡先・家族全員の名前を明記し、室沢地区棚田保全実行委員会事務局 ファクス285-2131へ

相談



子ども人権特設相談所 5月7日(日)午後1時~4時、中央公民館。人権擁護委員による子どもの虐待やいじめなどについての相談。問い合わせは前橋法務局 ☎221-4426

特設法律相談 5月22日(月)午後1時~3時、総合教育プラザ。弁護士による土地・建物の賃貸借、相続、離婚、金銭問題など法律に関する相談。問い合わせは群馬弁護士会 ☎233-4804

行政相談 ①5月17日(水)午後1時~4時、市役所市民相談室 ②5月11日(木)午後1時~3時、社会福祉協議会大胡支所 ③5月18日(木)午後1時~3時

時、宮城支所 ④5月9日(火)午前9時~正午、かずかわ老人福祉センター。行政に対する苦情・要望・相談

市民相談 月曜~金曜の勤務時間内、市役所市民相談室(☎890-6100)。心配事や悩み事などの電話・面接相談

公証相談 5月22日(月)、午後1時~4時、市役所市民相談室。遺言や金銭、土地建物の賃貸借などの公正証書作成の相談

税務相談 5月15日(月)午後1時~4時、市役所市民相談室。相続税や贈与税などの相談

行政書士相談 6月5日(月)午後1時~4時、市役所市民相談室。官公庁などへの提出書類作成や手続きの相談

ご参加ください 22日に消費者講座

被害を防ぎ、賢い消費者になるため「消費者講座」を開催。受講した人には「くらしの豆知識」を配布します。
日時=5月22日(月)午後1時30分~3時 会場=県庁
対象=一般、先着90人
テーマ・講師=「知ってる者は救われる~知恵と勇気で防ごう被害」 弁護士・安彦和子さん 申し込み=消費生活センター ☎230-1755へ



弁護士が丁寧にアドバイス

市役所市民相談室 ②は大胡支所。弁護士の相談。申し込みは電話で前日の午後2時から市役所市民相談室 ☎890-6100へ。先着各六人

登記相談 5月12日(金)午後1時~4時、市役所市民相談室。相続・不動産登記や土地境界問題などの相談

人権相談 5月19日(金)午後1時~4時、市役所市民相談室。隣近所の争い事や不当な差別などの相談

電話労働相談 ①5月17日(水)②6月7日(水)、午後1時30分~4時。①の相談員は社会保険労務士・石田栄男さん ☎253-3611 ②は同・大河原英秋さん ☎251-4861。賃金・解雇などの労働問題の相談。問い合わせは商工振興課 ☎890-6617

こころの相談 5月18日(木)午後1時30分~3時、総合福祉会館(日吉町二丁目)。心神

尊重が 明るい未来の 第一歩

木瀬中 三年 田中 理誠

CONSULTORIO PARA EXTRANJEROS
Horario: Todos los lunes, 13:00~17:00
Lugar: Segundo piso de la Municipalidad.
Asociación Internacional de Maebashi.
Ventanilla de consultas.
Lenguas: inglés, chino, portugués, español.